

## 厚生常任委員会記録

令和3年6月21日（月）於 第2委員会室

開会 午前10時00分

散会 午前10時38分

### ○出席委員（7名）

1番 竹内博之委員      2番 成田大介委員      4番 齋藤豪委員  
8番 木村隆洋委員      20番 石田久委員      27番 宮本隆志委員  
28番 下山文雄委員

### ○出席理事者（3名）

健康こども部長      三浦直美      国保年金課長      葛西正樹  
国保年金課長補佐      相馬延承

### ○出席事務局職員（2名）

次長      菊池浩行      書記      附田準悦

【午前10時00分 開会】

○委員長（木村隆洋委員） これより、厚生常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。  
本定例会において、厚生常任委員会に付託されました案件は議案1件であります。

### 議案第54号 弘前市国民健康保険条例の一部を改正する条例案

○委員長（木村隆洋委員） 議案第54号弘前市国民健康保険条例の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。健康こども部長。

○健康こども部長（三浦直美） それでは、議案第54号弘前市国民健康保険条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本条例案は、国民健康保険料の基礎賦課額の保険料率を改定するほか、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、基礎賦課額の軽減適用に関する所得判定基準を改定するなど、所要の改正をしようとするものであります。

改正内容のうち、まず、国民健康保険法施行令の一部改正に伴う基礎賦課額の軽減適用に関する所得判定基準の改定などについて御説明いたします。

配付しております資料1の1、条例の改正点を御覧いただきたいと思います。

改正点の一つ目は、(1)個人所得課税の見直しに併せ、保険料の軽減判定の規定を整備する

ものであります。

二つ目は、(2)新設された長期譲渡所得の特別控除を保険料の計算規定に追加するものであります。

まず、一つ目の改正点についてでございますが、中央の図を御覧いただきたいと思ひます。

個人所得課税の見直しによって基礎控除額が10万円増えることとなりましたが、給与所得控除が10万円減ることとなり、前年と収入額が同額であっても10万円所得が増えることとなります。

資料1の下の図を御覧いただきたいと思ひます。

所得が10万円増える影響によって、これまで適用されていた軽減が該当しなくなる不利益を解消するため、軽減判定の基礎控除額を10万円増やし、33万円から43万円にする改正をしております。また、世帯で給与所得等の所得がある人が2人以上いた場合に、10万円の所得が増えた分について控除するための規定の追加もしております。

次に、二つ目の改正点について説明いたしますので、資料1の裏面の下の図を御覧いただきたいと思ひます。

図にありますように、保険料の所得割を算定する際に、課税対象所得の中に長期譲渡所得がございますが、租税特別措置法の特別控除を適用して所得から控除することとしており、今回の法改正で、特別控除の一番下に記載しております低未利用地等に関する特別控除が新設されたことから、追加する改正をしております。

次に、今回提出いたしました保険料引下げの条例案でございます。弘前市国民健康保険運営協議会で内容を審議して答申を受けた内容に沿ったものとしており、その詳細について説明いたしますので、資料2の国民健康保険料の引下げに関する国民健康保険運営協議会での審議内容についての左側にあります、1、引き下げ対象とする箇所を御覧いただきたいと思ひます。

今回改定する保険料率は、赤い枠で囲んである基礎賦課額となります①国民健康保険の医療給付費分であり、黒い枠で囲んでいる②後期高齢者支援金分、③介護納付金分は改定しないものであります。

次に、医療給付費分のうち料率改定を行うのは、その下の図で赤い枠の囲みをしております所得割及び均等割としております。

この改定理由は、全ての被保険者に引下げの恩恵が行き渡るようにするためであり、加えて、医療給付費分のみとした理由は、その引下げ内容を市民に分かりやすくしたいという意図でございます。

また、当市では、これまで保険料の全体に占める割合として、所得割が55、均等割と平等割を合わせて45の比率としておりますが、その割合は改定後も維持する方針であります。

資料2の右側にあります2、引き下げの規模についてを御覧いただきたいと思ひます。

仮に大幅に保険料率の引下げをした場合、国保の財政運営を圧迫し、今後の状況によっては、再度引上げする際には大幅な引上げが必要となる可能性があることから、引下げによる国保財政への影響額をおおむね2億円以内とすることとし、国保運営協議会において、事務局から六つの案を示し御審議いただいた結果、赤い枠で囲んであります案3の料率改定とする旨の答申となっております。

案3の場合、試算によりますが、国保料の引下げ額は1人当たり3,624円、総額約1億4000万円の保険料収入が減額となる見込みであり、加えて低所得者対策として、保険料を軽減した分を国・県・市が負担することで、補填している額についても均等割額の変更に伴って減少す

ることから、合計約2億円が影響する見込みであります。

次に、資料2の3、見直し時期についてを御覧ください。

こちらは、今回の条例案が可決となった場合、改定した保険料率を令和4年度まで据え置き、令和4年度中に再度、財政推計を行って令和5年度以降の保険料率の改定を検討する方針を国保運営協議会で確認しております。

続きまして、資料2の裏面のほうの4、基準改定による影響の試算(基金残高)を御覧いただきたいと思っております。この表は、国保運営協議会に示した六つの案による引下げをした場合、令和3年度から令和7年度まで、単年度の収支見込みと、赤字の場合には国保財政調整基金で収支均衡を図ることで、その残高の推移を試算したものであります。今回の条例案の料率である案3の試算は、赤い枠で囲んだものとなっております。

試算では、令和3年度が約7500万円、令和4年度が約1億4800万円の単年度赤字となり、令和2年度末の基金見込額約17億3000万円が、令和4年度末には約15億円になる見通しとなっております。仮に令和7年度まで改定案の料率を維持した場合には、令和7年度末時点で基金が約4000万円まで減少し、ほぼ枯渇してしまう見込みの推計となっております。

資料の右側には、参考として、令和元年度及び令和2年度の県内40市町村の被保険者1人当たりの賦課額を比較した表を記載してございます。1人当たりの賦課額は実際の所得によって変動いたしますが、県平均より約5,000円高い状況から、今回引下げとなりますと県平均に近づくものと考えられます。

国保運営協議会において、以上の内容について審議していただき答申を受けており、その答申書の写しが資料3となっております。

次に、資料4の左側の表を御覧いただきたいと思っております。上が現行の保険料率、下が改定後となっております、黄色く色塗りしている箇所が改定箇所となっております。

次に、右側の表を御覧いただきたいと思っております。上の表が現行の保険料率の場合、平等割が100分の13.5、均等割が100分の31.5、合わせて100分の45となっております。

今回は、応益割のうち均等割だけを引下げすることから、平等割と均等割のバランスが変わることとなり、下の表の水色で塗り潰した部分のように比率が18対27になりますので、試算結果に併せ改正しようとするものであります。

次に、資料5を御覧ください。

基礎賦課額の均等割の額を改定することに伴い、減額となる7割・5割・2割の額について、7割軽減額1万5680円、5割軽減額1万1200円、2割軽減額4,480円と改正をしようとするものであります。

最後に、お配りしている資料6は、今回の弘前市国民健康保険条例の改正部分に関する新旧対照表となっております。

また、資料7は、国からの関連通知をまとめておりますので御参照くださるようお願いいたします。

説明は以上であります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長(木村隆洋委員) 本案に対し、御質疑ありませんか。

○20番(石田久委員) 今回の改定理由についてなのですが、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う経済への打撃ということで、その影響を緩和するということが今回出されているわけなのですが、まず一つとしては、料率10.1%、先ほどの所得割のところなのですが、国民健康保険料の医療給付費分の10.1%の根拠についてお聞きしたいと思います。10.6%が

10.1%で、0.5%引き下げられたわけですが、その根拠について。

それから二つ目は、均等割のところは3,000円引下げということで、2万5400円から2万2400円ということで、3,000円の引下げですが、その根拠についてお答えしていただきたいと思います。

それから3番目は、1人減額、総額での減額とかがあるので、これについて資料5を見ますと、ちょっと分かりづらいので分かりやすく、例えば所得200万円で40代の夫婦と子供2人の4人家族ではどのぐらいで、これがどのぐらい減額するのかとか、あるいは年金収入150万円で、私が65歳ですから、例えば65歳夫婦の二人世帯とか、あるいは年金78万円、国民年金を40年、満額でやったら6万5000円ですから、78万円のそういう独り暮らし、68歳の単身の場合とか、そういうのを少し具体的な形で説明していただきたいなと思っています。

○国保年金課長（葛西正樹） そうしましたら、御質疑に対してでございますが、今年度の国民健康保険料の引下げの理由につきましては、先ほど委員からお話もあったとおり、新型コロナウイルス感染症の影響を緩和すると。市民と一緒にこの苦境を乗り越えていきたいという市長の決断もありまして、この先数年の国民健康保険の財政推計を行った上で、可能な限りの引下げ幅を検討して条例案として提出させていただいたというものでございます。

今後の財政推計を行った際、2025年までには団塊の世代が全て後期高齢者医療制度に移行するということによって前期高齢者の加入割合が減少していくことから、協会けんぽでありますとか、ほかの医療保険制度から支援していただいている前期高齢者納付金額が減少することなどが理由・要因としてございまして、令和5年度以降は、現在の国民健康保険料率を維持した場合であっても単年度赤字になるという見込みとなっております。

国保財政調整基金があるからということで大幅な引下げを行うということは、一時的には運営が維持できますけれども、基金が不足となった場合に大幅な引上げをしないといけないということにつながるものでございます。これは、すなわち若い世代に負担を強いるということになります。

そういったことを踏まえて、単年度での影響額を2億円までとすることが今後の国保財政を安定的に運営できる引下げ幅の範囲であるというふうに判断したものであります。この2億円の影響までということ踏まえて、試算による料率案の中から、国民健康保険運営協議会の審議・答申の上、提案させていただいたと。そのときに決定した幅が0.5ポイント引下げということでございます。

次に、均等割のほうについてでございますけれども、2億円までにするということで安定的な運営を目指していくというところでございますが、国民健康保険料の賦課におきましては、経済的な負担能力に応じて賦課される応能割と、経済的な負担能力にかかわらず被保険者の数や世帯ごとに賦課される応益割というのがございまして、当市は所得割が応能割、均等割と平等割が応益割というふうになりますけれども、国民健康保険法においてはその割合を、50対50が標準というふうにされてございます。ただ、市町村の実情に応じて適宜、その比率を定めることができるというふうにされておりますので、当市の場合は低所得者層に配慮して、応能割が55、応益割が45というふうになるようにあらかじめ規定されてあります。

その比率を踏まえた上で、所得割のほうは0.5ポイント引下げというのと、バランスを考慮して、均等割額のほうは3,000円引き下げる案にしているというものでございます。

次に、具体的な、石田委員が例示されたような状況でどのぐらいの引下げになるのかというところを御説明いたします。

財政推計を基に、令和2年度と同じ料率で令和3年度に賦課したという場合の調定額と引下げた場合の調定額を比較いたしますと、調定額が約3.6%減少するという、3.6%の引下げということになります。

具体例でありますけれども、所得が200万円、40歳代の夫婦と子供2人の世帯では、所得200万円について、1人が所得を持っているという場合は、その世帯で、試算では1万7400円の減少となります。ただ、所得200万円が夫婦二人で、例えば100万円ずつ収入があるとした場合は、計算では1万5300円減少するというふうになります。

次のパターンでありますけれども、年金収入が150万円、68歳の夫婦二人世帯で、1人で150万円という場合は、先ほどの説明でもありましたように125万円の年金の控除がありますので、25万円の所得となって7割軽減に該当するということになります。また、所得割は、基礎控除として43万円控除して所得がゼロになりますので、夫婦の年金の合計が150万円となっている場合も全て、均等割引下げ3,000円のうち、これは7割軽減に該当するというので、残りの3割分の900円、2人合わせて1,800円、保険料が減少するということになります。

最後の例といたしまして、年金78万円、68歳、単身という場合には、年金収入がもう、125万円の控除で所得がゼロ円となりますので、7割軽減世帯に該当しますということで、こちらは3,000円、均等割引下げの3割ということで、900円の引下げになるという試算でございます。

○20番（石田 久委員） 今、具体的で分かりやすかったのですけれども。

その中で、市長の、可能な限りの幅で引き下げたいというような、先ほども申ししておりましたけれども、その中で、やはり大幅に引き下げてほしいという、市民から見ればそうなのですが、先ほどの説明では、令和7年にはもうほとんど基金を取り崩してしまうというような形で、今回の案という形にしたのだということなのではございますけれども、その辺について、極端に、15億円の基金があるのが令和7年でもうほとんどなくなるというのが、ちょっとその辺が、後で質疑したいなと思うのですけれども、その辺について、国の動向がどういうふうな形になっているのかということところです。よく激変緩和ということで、県統一で、もう大阪府は統一されていて、来年からは北海道とか。そのために、あまりにも保険料が上がるので国が補填するという形でやっているのですけれども、全国でやっているのですけれども、その辺について、国の動向のほうはどういうふうになっているのか。

それから、先ほどの、資料2の引下げの規模についてなのですけれども、案1から案6で、案3にしたということなのではございますけれども、できるならば、6案もある中で、本当は案6なんかを、少しでも安くしてもらえないものかと思うのですけれども、そういうような議論はなされなかったのかなというふうに思うのですけれども、その辺についてお伺いしたいと思います。

それから、支払いが困難な方とか、滞納者への影響とか、そういうような状況はどういうふうな形で、救済につながるのかどうか、その辺について、2回目の再質疑としたいと思っております。

○国保年金課長（葛西正樹） 石田委員から、大阪府の例ということでお話がございましたけれども、大阪府のほうでは、いわゆる都道府県単位化が非常に進んでいると。結果、もともとと保険料水準が低かったところに関しては、結果的に引上げされるというふうになっているということでございます。

国のほうの方針というようなお話でございますけれども、各都道府県、青森県においても、いずれは都道府県単位化で、料率も統一されていくという方向ではございますけれども、現在の、こちらのほうにおいて、具体的に、いついつ年度をめどに統一をしていくという、まだそこま

での段階には至っていないというところでございます。

次の質疑として、6段階にしているのはどうしてなのかというような御質疑であったかと思えますけれども、国保運営協議会に六つ案を提示して、先ほども御説明いたしましたけれども、財政推計を行って中長期的な見通しを行った結果、単年度で2億円が可能な限りの、ぎりぎりの引下げ幅だという中で、至ったということ踏まえて、あとは応能割と応益割の比率のバランスと。あとは、全体の影響額として、マックスが、一番最大で2億円というところが、2億円、1億5000万円、1億円という影響額で段階を区切って、六つの案で提案させていただいたというものでございます。

最後の、支払い困難者に対する対応というところで、支払い困難者及び滞納者への影響はというところで、今年度の保険料賦課額が減少することによって、その影響は少なからずあるのではないかなというふうに考えております。所得割が賦課される世帯——自営業者などにおいては、収入の落ち込みが大きい場合は影響が大きい、効果があるのかなというようにところで考えているところでございます。

○国保年金課長補佐（相馬延承） 先ほどの案3と案6の話の部分に関しましては、国保運営協議会のほうで審議した際に、やっぱり均等割のほうが、低所得の人のことも考えれば、2,000円と3,000円を引くのであれば3,000円を引くほうの案のほうがいいのではないかということで、2億円に近い、そういうふうな効果がある案3か案6、どちらか、いずれかみたいな形で審議をした際にそういった意見もあって、案3のほうになったという経緯でございました。

○20番（石田 久委員） 今回は国保料の見直しということで、先ほどのお話ですと、令和3年度と4年度は今回の所得割と均等割でやるのですけれども、令和5年度以降の国保料率の改定を検討というふうな形で資料2に書いてあるのですけれども、これがどうして、急激にこういう形になるのか、もう少し詳しく説明していただきたいなと思っているところです。

それから2点目は、補正予算のところ、来年の3月に補正予算とかと言っていますけれども、それをもっと早く出して議員の中で討議するなど、どうして来年の3月なのかというところです。

それから3点目は、国保の加入者が約2万5000世帯ほどいるわけですが、はっきり言って、この5年間を見ると5,000世帯ぐらい減少している。ということになると、また減るのかなと思うのですけれども、加入者等への周知徹底はどういうふうな形で行おうとしているのか、その辺についてお答えしていただきたいと思います。

それと、先ほどの均等割のところなのですけれども、均等割のところは3,000円の引下げを行うということで、いいと思うのですけれども、ただ国のほうで来年度から、2022年度から未就学、小学校に入る前の子供たちに、子供の均等割の軽減を行うというふうに国のほうで出したのですけれども、それとの関わりでいけば、国のほうで補助するという形になると、市が今やろうとするとなると、何というのだろう、ダブるというか。その辺が、そんなに、逆に均等割のところはどういうふうになるのかというところをお聞きしたいと思っています。

○国保年金課長（葛西正樹） 1番目の御質疑は、急激にというところは、令和3年度、4年度だけで、5年度にまたなぜ引上げをすぐしないといけないのかという意味合いのかなというふうに思いますけれども。

あくまでも、新型コロナウイルス感染症の経済への影響というのがどのくらい市民生活に影響を及ぼしていくか、所得がどのようになっていくのかというのはすぐには判断できないので、3年度と4年度は少なくとも据置きでという方針を示しているところでございますので、影響

がどんどん長引いていって、すぐに上げできる状況ではないとなればまた、あくまでも4年度中にどういう状況か検討をするということですので、5年度から必ず上げるというわけではないというふうに考えます。最低限4年度まで、またすぐ上げるということはできないだろうというふうには考えておりますけれども、そこは4年度中に、あくまでも状況によると。どういう状況にあるのかということをしつかりと精査した上で5年度以降の対応を決めていくという意味合いでございます。

二つ目の補正予算案の扱いということでございますが、令和2年度末の財政調整基金につきましては、財政推計で約17億3000万円ぐらいになると見込んでございます。5月の出納閉鎖で確定した単年度の黒字額を9月議会でまた補正させていただいて、基金に積み上げるというふうな予定になってございます。

今回の保険料の引下げによる保険料収入の減少について、単年度の収支に応じた基金からの繰入れとか、国から交付される調整交付金などの状況、あとはもともとの、新型コロナウイルス感染症の影響で国保料収入のほうがどのぐらい下がるのかというところの見通しがもともと立っていない状況でございますので、それらもろもろを考慮して年度末の、来年の令和4年3月の議会で補正して調整を図るということで考えていくというものでございます。

三つ目の御質疑が加入者等への周知徹底等ということであったかと思いますが、保険料率の引下げが可決された場合には、7月中旬に送付される納入通知書のほうには、もう既に保険料率の基準が記載されたものになっているということでございます。また、毎年、毎戸に配布しておりますこくほ特集号、あと広報ひろさきの8月1日号と同時配布する予定としております。そちらのほうにも内容が示されるほか、市のホームページやFMアップルウェブなどの各種媒体を活用して周知を行ってまいりたいというふうに考えてございます。

さらに四つ目として、子供の、未就学児の5割の均等割の減額との兼ね合いという御質疑だったと思います。

どのぐらいになるかというふうな試算は特にしていなかったのですが、国では未就学児の均等割について、令和4年度からですけれども、2分の1を軽減するという方針を示しております。その2分の1の軽減につきましては、例えば7割軽減を受けている世帯の場合は、残りが3割になるのですけれども、3割のうちの半分、つまり1.5割は軽減されるというふうになりますので、均等割を引き下げると引下げされたものも、そのままさらに半分が対象になるという扱いになっているというものでございます。

○1番（竹内博之委員） 1点だけ、数字の確認をさせてください。

今、石田委員から国保世帯が約2万5000世帯という話がありまして、ちょっと調べると、加入者が大体4万人ぐらいいらっしゃるのですか。その世帯と加入者の人数に対して、今回のこの引下げに際して、どれくらいの方が恩恵といいますか、保険料の引下げの対象になるのかというのが、全体の割合の部分で1点確認させていただきたいと思います。

○国保年金課長（葛西正樹） なかなか今の段階では、幾ら下がった方がそれぞれ何%だというような試算はちょっと難しかったのですが、今回、保険料を引下げした場合の効果ということで、詳細なものではないのですが、保険料を引下げしなかった場合には、例えば基礎賦課額が限度額に達している世帯が、元の率でいきますと、約2万五千数百世帯のうち644世帯が限度額に達する見込みになっています。それが引下げすることによって577世帯になります。67世帯分、本来、限度額まで達していた人が限度額ではなくなるというような影響がございます。

あと、全体の数字でございますけれども、所得割がかかっている世帯の人数で、平均で下がる額を計算しますと7,378円ぐらいになっています。これに最低、1人3,000円の分はかかりますので、所得割がかかっている世帯に関しては平均で1万円以上、1万円強下がるということになります。全体でいきますと3,624円ということではありますが、所得割がかかっている世帯だけに限定すると1万円以上になるという試算になっているものでございます。

○委員長（木村隆洋委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（木村隆洋委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

○2番（成田大介委員） 私は、議案第54号弘前市国民健康保険条例の一部を改正する条例案に賛成の立場で意見を申し上げます。

今回の条例改正は、国民健康保険法施行令の一部改正に併せて基礎賦課額の軽減適用に関する所得判定基準を改定するほか、国民健康保険料の基礎賦課額の保険料率を改定しようとするものです。

国民健康保険料の料率改定は、新型コロナウイルスの流行による国保被保険者への経済的な影響を緩和することを目的に国民健康保険料の引下げを行ったものであり、引下げの規模も中長期的な国民健康保険財政の財政推計と財政調整基金残高の予測を基にした適切な規模と認められます。

また、財政調整基金については、保険料率改定の財政推計において、令和2年度末で17億円を超える規模となる見込みであることは、これまで理事者が行ってきた収納率向上対策や保健事業などの医療費適正化対策による国保財政健全化の努力の成果であり、その備えが今回、新型コロナウイルス感染症対策として緊急的に保険料引下げを行うことを可能としたものであります。

以上のことから、今回の改正は妥当なものと判断し、議案第54号については賛成するものであります。

なお、理事者においては、市民の健康を守るため、今後も適正な国民健康保険の運営により一層努められるよう要望するものであります。

○20番（石田 久委員） 日本共産党の石田久です。私は、会派日本共産党市議団を代表して、議案第54号弘前市国民健康保険条例の一部を改正する条例案に賛成の立場で討論を行います。

本議案は、国民健康保険の医療給付費分の所得割を10.6%から10.1%へと0.5%引き下げ、均等割を2万5400円から2万2400円と3,000円の引下げの内容となっています。

今回の提案は、3月議会で櫻田市長が「市民生活に様々な制約が出ており、家計を圧迫している。市民がこの厳しい状況にある中、何とか経済的な負担を緩和したい。市民と一緒に何とかこの苦境を乗り越えたい。令和3年度の国民健康保険料については引き下げるべきと判断した」との答弁を受けたものです。

高過ぎる国保料の引下げは、市民の願いです。今回の国保料引下げの提案は公約を実現したことになり、市民を励ます内容です。

この間、市民団体が取り組み、市に提出した国保料の引下げを求める要請署名は5,400筆以上集まりました。国保料を大幅に引き下げていただきたいという願いが込められた署名でした。

特に、この1年に及ぶ新型コロナ禍は、収入減となる被保険者にとって苦難を強いられてき

た時期でした。商売も農業も大変になっている中、ますます負担感が強くなっています。負担感の強い国保料の引下げを求める切実な声も受け止め、1人当たり3,624円引き下げられることは評価できます。

私たち会派日本共産党は、今後も命を守り、社会保障制度である国民健康保険を守り発展させるために奮闘します。

以上で賛成討論とします。

○委員長（木村隆洋委員） ほかに御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（木村隆洋委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（木村隆洋委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

以上をもって、本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

よって、会議を閉じ、本委員会を散会いたします。

【午前10時38分 散会】